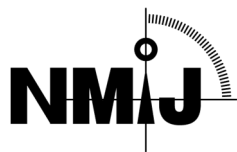


国立研究開発法人 産業技術総合研究所
計量標準総合センター 標準物質認証書

認証標準物質

NMIJ CRM 6008-a
No. +++

尿酸

Uric Acid

本標準物質は、ISO 17034 及び ISO/IEC 17025 の要求事項に適合するマネジメントシステムに基づき生産された尿酸である。本標準物質を用いて標準液を調製することにより、尿酸測定のための分析試薬の値付けや分析機器の校正のほか、分析機器の精度管理、分析方法や分析装置の妥当性確認に用いることができる。

【認証値】

尿酸の純度（質量分率）の認証値は以下の通りである。認証値の不確かさは、合成標準不確かさと包含係数 $k=2$ から決定された拡張不確かさであり、約95%の信頼の水準をもつと推定される区間の半分の幅を表す。

物質名	CAS番号	認証値 質量分率 (kg/kg)	拡張不確かさ 質量分率 (kg/kg)
尿酸 (2,3,6,7,8,9-ヘキサヒドロ-1H-プリン -2,6,8-トリオン)	69-93-2	0.996	0.003

【認証値の決定方法】

本標準物質の認証値は、中和滴定法と窒素分析法（ケルダール法）により得られた測定値に高速液体クロマトグラフィーによる不純物分析結果を加味し、重み付き平均して決定した。

【計量計測トレーサビリティ】

本標準物質の認証値は、NMIJ炭酸ナトリウム標準物質（NMIJ CRM 3005-a）を基準とした一次標準測定法である滴定法により求めたものであり、国際単位系（SI）にトレーサブルである。

【国際相互承認】

本認証標準物質の純度（質量分率）はメートル条約下の国際相互承認取決め（CIPM MRA）に基づいて国際的な同等性が認められている。本標準物質に関するNMIJの校正測定能力（CMC）は国際度量衡局（BIPM）の基幹比較データベース（KCDB）附属書C（<http://kcdb.bipm.org/AppendixC/default.asp>）に登録されている。

【有効期間】

本標準物質が未開封で下記の【保存に関する注意事項】の条件で保存された場合、本認証書は出荷日から1年間有効である。

【形状等】

本標準物質は、常温では白色粉末で、2gが褐色ガラスバイアルに封入され、アルミニウムラミネート袋に密封されている。

【均質性】

小分けした100個の試料からランダムに7個取り出し中和滴定法で測定を行い、測定値について分散分析から均

質性に起因する不確かさを求めた。求めた不確かさを認証値の不確かさに含めた。

【保存に関する注意事項】

尿酸は常温で安定な物質である。本標準物質は、遮光し、15℃から25℃で清浄なデシケーター内に保存する。

【使用に関する注意事項】

均質性の観点から100 mg以上での使用を推奨する。開封後はすみやかに使用すること。試験研究用以外には使用しないこと。生体内の試験には用いないこと。尿酸は水に溶けにくく、アルカリ性になると溶けやすい。標準液を調製する際には十分に溶解させること。

【取り扱いに関する注意事項】

安全データシート（SDS）を参考にして取り扱うこと。

【製造等】

本標準物質は市販の尿酸を和光純薬工業株式会社において小分けしたもので、アルゴン雰囲気下で褐色バイアルに封入し、アルミニウムラミネート袋に密封した。

【参考情報】

認証時点でのカールフィッシャー電量滴定法による水の質量分率は 2.2 g/kg、誘導結合プラズマ発光分光分析法によるナトリウムの質量分率は0.3 g/kgであった。

【生産担当者】

本標準物質の生産に関する技術管理者は高津章子、生産責任者は高津章子、値付け担当者は川口研、恵山栄、吉岡真理子、高瀬和江である。

【情報の入手】

本標準物質に関して認証値の変更等、重要な改訂があった場合、下記ホームページから「標準物質ユーザー登録」を行った購入者に通知する。なお、本標準物質に関する技術情報は、下記連絡先より入手できる。

【認証書の複製について】

本認証書を複製する場合は、複製であることが明瞭にわかるようにしなければならない。

2020年4月1日

国立研究開発法人 産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦

本標準物質に関する質問等は以下にご連絡ください。

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
計量標準普及センター 標準物質認証管理室
〒305-8563 茨城県つくば市梅園 1-1-1

電話：029-861-4059、ファックス：029-861-4009、ホームページ：<https://unit.aist.go.jp/qualmanmet/refmate/>

改訂履歴

2015.04.01 組織名称等の変更に伴い、関連する記載内容を変更した。

2017.05.11 **【取り扱いにおける注意事項】**を追記した。

2019.02.20 **【国際相互承認】**の項目を追記した。

【有効期限】を**【有効期間】**とし、有効期間を出荷日から1年間とした。